

金融の自由化の進展

1. はじめに

(1) 金融自由化の進展

我が国における金融の自由化は、経済構造の変化、経済の安定成長への移行に伴う資金フローの変化及びこれを反映した国民の金融に対するニーズの変化に対応する形で進められてきている。すなわち、こうした動きは、国債の大量発行、個人の金融資産の蓄積に伴う家計の金融に対するニーズの高度化・多様化、企業の資金不足の縮小と資金調達・運用方法の高度化・多様化、内外の資金交流の活発化等を基本的背景として、最近急速に進展してきている。

さらに、近年における情報・通信技術の発展により、金融取引サービスが高度化されることを通じて、金融の自由化に幅の広さと奥行きがもたらされている。

金融の自由化は、基本的には、金融を巡る環境変化に対応する金融機関さらには金融システム総体としての自律的な対応の形で展開されてきているわけであるが、同時に、金融行政においても、競争促進によるメリットの向上、証券化・国際化への対応等の観点から、金融制度改革の実施、預金金利の自由化、業務・商品に係る規制の緩和・撤廃等の措置を逐次実施しているところである。

(2) 金融自由化の基本的考え方

金融の自由化は、金融の証券化・国際化、金融技術の進歩といった金融機関を取り巻く環境の急激な変化の中で、金融機関の創意工夫の発揮、各種の金融商品・サービスの提供における競争原理の活用により、資金の効率的配分、金融仲介コストの低減、新商品の開発の促進等を通じて、金融機関及び金融システムの効率化を促し、ひいては国民経済の効率化とその発揮に寄与するとともに、国民の金融に対するニーズの多様化、高度化に対応するという重要な意義を有している。

他方、金融の自由化の進展に伴い、金融機関の負う各種リスクが高まってきているが、金融の自由化をさらに円滑に進め、真にそのメリットを発揮させていくためには、信用秩序の維持が大前提であり、仮にも金融システム全般に対する国民の信頼が揺らぐようなことがあってはならない。そういった意味で、自由化を進めると同時に、金融機関の経営の健全性を確保し、金融システムの安定性を確保していくことが重要な課題となっている。

我が国の金融の自由化は、以上のような考え方に基づいて、これまで着実に進められてきた。

(3) 金融自由化の諸措置

我が国はこれまで、昭和59年5月に「日米円・ドル委員会報告書」、「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」、昭和60年7月に「アクション・プログラム」、昭和62年6月に「金融・資本市場の自由化、国際化に関する当面の展望」を公表し、金融分野の規制の根幹に係る自由化措置を積極的に推進してきたところである。

その後、平成6年3月に閣議決定された「対外経済改革要綱」を受け、行政当局として、業務・商品等の関連規制、報告書等の手続の広範な見直し作業を進め、同年6月、51項目からなる「金融分野における規制の緩和について」を公表した。また、同月、金融制度調査会・基本問題検討委員会は中間報告「金融自由化と金融機関経営の健全性の確保について」を公表した。

また、市場の活性化等の観点からの規制の見直しに加え、内外からの規制緩和要望等を踏まえ、積極的に検討を加えた結果、平成7年3月に閣議決定された「規制緩和推進計画」において、広範な規制緩和措置を盛り込んだところであるが、平成8年3月の同計画の改定に続き、平成9年3月の同計画の再改定において、新たに60項目を計上したほか、既に計画に盛り込まれていた6項目について、実施内容・時期の明確化を行うなど、大幅な規制緩和措置を決定したところである。

以下、本稿においては、こうした動きを個々に解説していきたい。

金融自由化の進捗状況

	「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」 「円ドル委員会報告書」(59/5)			「アクション・プログラム」(60/7) 「金融・資本市場の自由化，国際化に関する当面の展望」(62/6)					
	～昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3・4年	5・6年	7・8年
1. 金利の自由化 イ. CD ・最低発行単位 ・期間 ・発行枠 (対自己資本)	(54/ 5 導入) (59/ 1) (60/ 4) 5億円 3億円 (60/10) 1億円 3～6か月 1～6か月..... 四半期毎に 10,75,100,150%	(61/ 4) (61/ 9)	(62/ 4) (62/10)	(63/ 4) 5,000万円 2週間～2年 (外銀は撤廃)					2週間～5年
ロ. MMC ・最低預入単位 ・期間 ・預入枠 (対自己資本) ・上限金利	(60/3 導入) 5,000万円 1～6か月..... 75% 150%... CD-0.75%	(61/ 4) (61/ 9) 3,000万円 1か月～1年 200% 250%	(62/ 4) (62/10) 2,000万円 1,000万円 1か月～2年 300% 撤廃 〔外銀は撤廃〕 〔～1年〕CD-0.75% 〔1～2年〕CD-0.5%		(元/10) MMC告示廃止により上限金利規制撤廃大口定期預金の一類型となる。			(5/ 6) ・定期預貯金金利自由化 ・小口MMC廃止 ・定期積金MMCの最低受入金額の引き下げ(2万円 1万円)	
ハ. 大口定期預金 ・最低預入単位 ・期間	(60/10 導入) 10億円..... 3か月～2年	(61/ 4) (61/ 9) 5億円 3億円	(62/ 4) (62/10) 1億円 ▶ 1か月～2年	(63/ 4) (63/11) 5,000万 3,000万	(元/ 4) (元/10) 2,000万円 1,000万円		(3/11) ▶ 1か月～3年	(5/10) ・貯蓄預金の商品性の自由化措置(スイングサービスの付与，最低預入残高制限緩和)	
ニ. 小口預金		(61/ 5) ・金融問題研究会報告 「当面、過渡期の措置として小口の市場金利連動型預金を創設することから小口預金金利自由化を開始することが現実的」	(62/ 6) ・「当面の展望」 「預金金利の自由化については、引き続き、対象となる預金の小口化等を推進する。その際、郵便貯金とのトータル・バランスの確保等の環境整備を前提として小口の市場金利連動型の預金の創設を含めた具体的展望をできる限り早く得るべく検討を進める。」		官民共通の小口MMC導入 CD及び長国表面利率連動最低預入単位300万円 (元/ 6) ・6ヶ月，1年物取扱いは開始 (元/10) ・上記に加え3ヶ月，2年，3年物取扱いは開始	(2/ 4) ・小口MMC最低預入単位100万円 (2/ 5) ・金融問題研究会報告 (2/ 6) ・定期性預金金利については、金利自由化の定着状況を見極めつつ遅くとも今後3年間で完全自由化を図るべく努力する (2/11) ・小口MMCの商品性を金額階層別大口定期預金金利連動型に改組	(3/ 4) ・小口MMC最低預入単位50万円 (3/ 5) ・金融問題研究会報告書「流動性預金金利自由化について」 (3/11) ・300万円以上の定期預金を自由金利とする (4/ 6) ・小口MMC最低預入金額制限の撤廃・定期積金MMC導入(1回受入2万円以上) ・貯蓄預金導入	(5/12) ・金融問題研究会報告書「定期制預金の金利自由化の実施状況及び流動性預金の金利自由化について」 (6/10) ・当座預金金利を除く流動性預金金利の完全自由化 ・定期積金の金利自由化	

	～昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3・4年	5・6年	7・8年
2. 金融商品の多様化	(55/1) ・中国ファン ド (56/6) ・期日指定定期預金 ・ビック (59/4) ・海外CD, CP ・資金総合口座(普通預金と中国ファンドの振替サービス)	(56/10) ・ワイド (58/5) ・変動金利住宅ローン (60/12) ・新型金銭信託(ビット)	(61/2) ・短期国債 (61/10) ・変額保険	(62/11) ・CP (62/6) ・「当面の展望」 ・「金融機関の業務については、多様化・高度化している内外の金融に対するニーズに応えるとともに、金融の自由化・国際化の進展にも対応し引続き自由化・弾力化に努める。特に、新しい金融商品や金融サービスの開発、金融のエレクトロニクス化については、積極的に推進する。」	(63/11) ・住宅ローン 債権信託		(3/11) ・2年利金債 ・東銀5年債 (4/5) ・MMF (4/11) ・実績配当型合同運用金銭信託 (5/6) ・MMF小口化(100万円 50万)	(5/10) ・預入期間3年までの変動金利預金の導入(2年後見直し予定) ・預入期間4年までの固定金利預金(中長期預金の導入) (6/8) ・短プラ連動住宅ローン (6/10) ・預入期間5年までの固定金利預金(中長期預金)の導入	(7/5) ・預金を考える懇談会報告書 (7/10) ・固定金利預金の最長預入制限の撤廃 ・届出制の廃止
3. 金融機関の多様化・自由化 (1) 公共債に係る証券業務	(58/4) ・長国等窓販開始 (58/10) ・中国, 割国窓販開始 (59/6) ・都銀等34行ディーリング開始 (60/6) ・地銀44行相銀1行ディーリング開始 ・ディーリング認可 金融機関の日本相互証券への参加	(61/6) ・地銀10行, 相銀29行, 信金6庫(全信連を含む), 商工中金1庫がディーリング開始	(62/6) ・相銀38行, 信金24庫がディーリング開始	(63/6) ・信金6庫がディーリング開始 (63/12) ・信金5庫がディーリング開始	(元/5) ・債券先物取引取次業務開始(82行, 庫) (元/6) ・海外証券先物取引取次業務開始(81行, 庫) (元/7) ・信金4庫がディーリング開始 (元/12) ・外国国債証券先物取引取扱開始(133行, 庫)	(2/5) ・国債先物オプション取引取扱開始(142行, 庫)		(6/3) ・信組(73組合)・全組連(労金(47庫)・労金連, 神奈川県信農連に国債等窓販業務の認可 (6/9) ・信農連(47機関)の農協(1,084組合)国債等窓販業務の認可	(8/3) ・信組(8組合)に国債等窓販業務の認可
(2) その他の業務	(59/4) ・実需原則撤廃 (59/6) ・円転規制撤廃 (60/6) ・証券会社によるCD流通取扱開始	(61/5) ・消費者金融店舗の創設 (61/8) ・CD機等の土曜日休業日稼働 (61/12) ・オフショア市場発足	(62/4) ・消費者金融コーナーの創設						
(3) 付随・周辺業務等(関連会社業務の弾力化)	(58/8) ・抵当証券業務 (59/4) ・クレジットカード業務 (60/3) ・投資顧問業務 (60/11) ・コンピュータソフト販売業務 ・CD機等の現金詰め替え業務	(61/2) ・VAN業務	(62/3) ・キャッシュカードと銀行系クレジットカードの一枚化 ・キャッシングサービス範囲の拡大 (62/12) ・抵当証券業規制法成立	(63/11) ・抵当証券業規制法施行(抵当証券保管機構業務開始)	(元/12) ・プリペイドカード法成立	(2/10) ・プリペイドカード法施行関連会社に第三者型発行業務を, 銀行本体に窓口業務を認める	(3/5) ・商品ファンド法成立 (4/4) ・商品ファンド法施行 (4/6) ・銀行本体, 関連会社に商品投資販売業務を認める ・特定債権法成立	(5/6) ・特定債権法施行 ・銀行本体, 関連会社に小口債権販売業務を認める (6/6) ・不動産特定共同事業法成立 ・100%関連会社として自己競落会社の設立を認める	(7/4) ・不動産特定共同事業法施行 (8/4) ・特定債権法ABS導入

	～昭和63年	平成元年	2年	3・4年	5・6年	7・8年
4. 金融制度の在り方 (1) 金融制度改革	(60/ 9) ・金制, 制問研審議開始 (62/12) ・金制, 制問研報告 (63/ 2) ・金制, 金融制度第一, 第二委員会審議開始 (63/ 6) ・金融制度調査会答申	・相銀の普銀転換 (元/ 2, 52行) (元/ 4, 10行) (元/ 8, 3行) (元/10, 1行) (元/ 5) ・金制, 金融制度 第一, 第二委員 会中間報告 (元/ 9) ・証取審基問研第 一, 第二部会審 議開始	(2/ 8) ・相銀の普銀転換 (1行) (2/ 6) ・証取審基問研第 一, 第二部会報 告 (2/ 7) ・金制, 金融制度 第一, 第二委員 会中間報告 (2/ 9) ・制度問題専門委 員会審議開始 (2/10) ・証取審基問研審 議再開	(3/ 4) ・八千代信金の普 銀転換 (3/ 5) ・証取審報告 (3/ 6) ・金制答申 (4/ 1) ・金制報告書 ・証取審報告書 (4/ 6) ・金融制度改革法 成立 (4/12) ・金融制度改革実 施の概要につい て	(5/ 3) ・制度改革法関係 政省令公布 (5/ 4) ・金融制度改革法 施行 (6/ 6) ・金制, 基本問題 検討委員会中間 報告 (6/ 3) ・都銀等の証券子会社参 入について ・証券子会社16社に免許 付与 〔5/ 7興銀, 長銀, 農中 5/10三菱信託, 住友信託 6/ 7あさひ, 安田信託 6/11一勤, さくら, 富士, 三菱, 三和, 住友 ・信託銀行子会社に銀行 業務の免許, 信託業務 兼営の認可 〔5/ 9証券会社4社, 東銀 6/ 3全信連, 日債銀, 信 連, 日債銀 ・地銀の本体での信託業 務兼営の認可 〔5/ 9地銀3行に認可 5/10地銀2行に認可 5/12地銀7行に認可 6/ 3地銀4行に認可 ・信託代理店の認可 〔5/ 6地銀5行 5/ 8地銀・信金15行(庫) 5/11地銀・信金・商中24 行(庫) 5/12地銀12行 6/ 3地銀・信金・商中32 行(庫) 6/ 4地銀・信金24行(庫) 6/ 6地銀・信金11行(庫) 6/ 9地銀・信金16行(庫) 6/12地銀・信金12行(庫) ・担信法の免許 〔6/ 4商中 6/12全信連〕	(7/ 5) ・金制, 金融機関 のディスクロー ジャーに関する 作業部会 (7/ 5) ・金制, 基本問題 検討委員会中間 報告 (7/ 9) ・金制, 金融シス テム安定化委員 会審議経過報告 (7/ 12) ・金制答申 (8/ 6) ・金融三法成立公 布 ・証券子会社 〔7/ 2東海 7/ 3北拓 7/ 4三井信託 7/10東洋信託 8/10(予定) 全信連 ・信託銀行子会社 〔7/ 9東海, 農中 7/10興銀 7/12一勤, 三和 8/ 1さくら 8/ 3あさひ 8/ 7住友 ・地銀本体での信託 業務認可 〔7/ 3地銀1行に認可〕 ・信託代理店の認可 〔7/ 5地銀・信金20行 (庫) 7/ 6地銀・信金16行 (庫) 7/10地銀・信金11 行(庫) 7/12地銀・信金7行 (庫) 8/ 5地銀・信金18行 (庫) 8/ 6地銀・信金4行 (庫) ・担信法の免許 〔7/ 5信金11庫〕
(2) その他	(62/ 2) ・消費者信用専門委員会 中間報告 (62/ 2) ・エレクトロバンキング 専門委審議開始	(元/ 4) ・保険審議会審議 開始 (元/ 5) ・金融リスク専門 委員会中間報告	(2/ 6) ・保険審総合部会 中間報告 (2/ 3) ・消費者信用専門 委員会報告	(3/ 4) ・保険審総合部会 経過報告 (4/ 6) ・保険審答申 (3/ 4) ・ノンバンク研究 会報告 (2/4発足) (4/ 6) ・ノンバンク問題 懇談会中間報告 (3/10発足)	(6/ 6) ・保険審報告 (6/ 6) ・多重債務問題等 懇談会報告	

	～昭和60年	61年	62年	63年	平成元年	2年	3年～6年	7・8年
5. 金融市場の整備・拡充 (1) 短期金融市場 イ. 短期国債		(61/ 2) ・短期国債の発行開始	(62/ 6) ・「当面の展望」 「短期資金の円滑な調達・運用の手段を確保していく見地から今後とも短期金融市場の拡大を図っていく。」 (62/ 8) ・最低取引単位引下げ(1億円 5,000万円) ・主権免税機関に対する取得時源泉税還付方式の導入		(元/ 6) ・短期金融市場研究会開始 (元/ 9) ・従来の6ヶ月物に加え3ヶ月物を導入	(2/ 6) ・短期金融市場研究会報告 (2/ 9) ・短期金融市場研究会フォローアップ会合開始 (2/ 7) ・発行が月1回から2回へ増加 (2/ 4) ・最低取引単位引下げ(5,000万円 1,000万円)	(3/ 6) ・短期金融市場研究会フォローアップ会合報告書 (4/ 4) ・外国法人非課税措置の実施	
ロ. 円建BA市場	(59/ 6) ・金制小委員会中間報告 (60/ 6) ・市場発足	(61/ 4) ・証券会社による流通取扱い開始	(62/ 5) ・最低取引単位引下げ(1億円 5,000万円) ・最長手形期間延長(6ヶ月～1年)	(62/10) ・印紙税軽減 〔階級定額税率 定額税率 200円〕				
ハ. CP市場			(62/4～5) ・CP懇談会 (62/ 5) ・証取審, 金制総会了承 (62/11) ・国内CP市場発足	(63/ 1) ・サムライCP発行解禁 (62/12) ・国内CPの見直し ・サムライCPの見直し ・ショーゲンCPの発行解禁		(2/ 2) ・国内CPの見直し ・サムライCPの見直し (2/ 4) ・印紙税軽減 〔階級定額税率 定額税率 5,000円〕	(3/ 4) ・国内CPの見直し ・サムライCPの見直し (5/ 6) ・ノンバンクにCP発行を解禁 (6/ 4) ・保険会社にCP発行を解禁	(7/ 3) ・外国証券会社による親会社保証付CP発行解禁 (7/10) ・2週間未満のCP発行解禁 (8/ 3) ・CPの発行適格基準の緩和
ニ. インターバンク市場	(60/ 7) ・無担コール創設 (60/ 9) 無担コール2,3週間物新設	(61/ 8) ・無担コールウィークエンド物新設	(62/ 7) ・無担コール2～6日物新設	(63/11) ・手形取引1ヶ月未満物導入(1週間物以上) ・無担コール1ヶ月以上物導入(6ヶ月物まで)	(元/ 4) ・手形取引, 無担コール最長1年物まで長期化	(2/11) ・有担コールへのオフアービット制導入	(3/ 1) ・手形取引における担保拡充(公社債, 外貨手形) (3/11) ・無担保コール取引に先日付取引導入 (4/ 7) ・手形取引に先日付取引導入 (5/ 3) ・無担保コール取引及び手形取引における先日付取引の対象拡充(1カ月物～1年物1週間物～1年物) (6/ 5) ・コール取引に tomorrow ネット取引導入	(7/ 5) ・0/N取引について, 中心レートから加重平均レート公表へ移行 ・0/Nレートへの1/100%刻みの導入 (6/12) ・コール・手形取引にオッド物取引導入, コール取引に未初取引, スポットネクスト取引を導入

	～昭和60年	61 年	62 年	63 年	平成元年	2 年	3年～6年	7・8年
(2) 長期金融市場			(62/ 2) ・無担保債適債基準緩和 (62/ 4) ・NTT債の発行条件決定につきプロポーザル方式を導入 (62/ 6) ・私募債市場の自由化 (62/ 7) ・債券格付け制度の導入 (62/11) ・10年利付国債引受額入札方式導入	(63/ 4) ・プロポーザル方式を事業債全銘柄に導入 (63/11) ・無担保債，担保付債適債基準緩和	(元/ 4) ・10年利付国債の各月の発行額の40%について価格競争入札を導入	(2/10) ・10年利付国債の入札割合を各月発行額の40%から60%に拡大 (2/11) ・無担保債，担保付債適債基準緩和	(3/ 4) ・社債発行限度規制緩和	
(3) 先物市場等	(60/ 6) ・証取法改正法成立 (60/10) ・債券先物市場発足(東証)		(62/ 5) ・証取審報告(株価指数先物取引，証券オプション取引の導入等) ・金融機関等による海外金融先物 ・先物オプションの自己取引を自由化 (62/ 6) ・株式先物取引開始(大証) (62/11) ・金制，金融先物専門委員会 報告 外為審の金融先物部会との合同報告書	(63/ 3) ・金融機関等による海外金融現物オプションの自己取引を自由化 (63/ 5) ・金融先物取引法成立 ・証取法改正法成立 (63/ 9) ・株価指数先物取引開始(東証・大証)	(元/ 4) ・債券店頭オプション取引開始 ・東京金融先物取引所設立 (元/ 6) ・金融先物取引開始 ・海外証券，金融先物取引取次業務開始 (元/6,10) ・株価指数オプション取引開始(大証，東証，名証) (元/12) ・外国国債証券先物取引(Tポンド)開始(東証)	(2/ 5) ・国債先物オプション取引開始(東証)	(3/ 2) ・米ドル・日本円通貨先物取引開始(TIFFE) (3/ 7) ・日本円短期金利先物オプション取引開始(TIFFE) (4/ 7) ・1年物円金利先物取引開始(TIFFE) (6/10) ・FRA，FXA取引開始	(8/ 2) ・中期国債(5年物)先物取引開始(東証)
(4) ユーロ円市場 イ．ユーロ円貸付	(60/ 4) ・非居住者向け中長期ユーロ円貸付の自由化 (59/ 6) ・短期ユーロ円貸付の自由化				(元/ 5) ・居住者向け中長期ユーロ円貸付の自由化			
ロ．ユーロ円CD及びユーロ円CP	(59/12) ・ユーロ円CD発行開始 〔期間6か月以内 国内持込禁止〕	(61/ 4) ・ユーロ円CDの最長発行期間の延長〔6か月 1年〕	(62/11) ・ユーロ円CP発行解禁	(63/ 4) ・ユーロ円CD最長発行期間の延長〔1年 2年〕 (63/12) ・ユーロ円CPの見直し				
(5) オフショア市場	(60/ 9) ・外為審答申	(61/12) ・オフショア市場発足			(元/ 4) ・規制緩和措置 ・1日単位の入出超規制緩和 ・非居住者等の確認手続の簡素化			

	～昭和60年	61年	62年		63年	平成元年	2年	3～6年	7・8年
6. 外国金融機関の参入等 (1) 外銀の信託業務参入	(59/ 4) ・参入形態, 選別基準等発表 (60/ 6) ・参入行発表 (9行)	(61/ 5) ・全行営業開始済 (9行)							
(2) 外国証券会社等の対日参入	(60/12～) ・ユニバーサルバンク系証券会社の支店免許	(61/ 2) ・外国証券会社6社を含む10社が東証会員権取得	(62/6～) ・外資系投資顧問会社に対し投資一任業務認可	(62/8～) ・米国商業銀行系証券会社の支店免許	(63/ 5) ・外国証券会社16社を含む22社が東証会員権取得	(元/12) ・投資信託への参入基準等発表	(2/10～) ・外資系業者に対し証券投資信託委託業務の免許付与 (2/11) ・外国証券会社3社を含む10社が東証会員権取得	(4/ 4) ・投資信託への参入基準の緩和	
(3) 国債市場へのアクセス拡大	(59/ 4) ・外銀がシ団参加 (59/ 6～) ・外銀が窓販開始 (59/10～) ・外銀がディーリング開始		(62/ 4) ・中国入札参加資格の緩和 ・外銀のシ団参加要件の緩和 ・外銀等の引受シェアの引上げ	(62/ 9) ・20年利付国債の公募入札方式への切り換え (62/11) ・10年利付国債に引受額入札方式導入	(63/10) ・外銀, 外証の引受けシェアの引上げ	(元/ 4) ・10年利付国債の各月発行額の40%について価格競争入札を導入 ・外証4社をシ団幹事に選任	(2/10) ・10年利付国債の価格競争入札割合を各月の発行額の40%から60%に拡大	(4/ 4) ・TBについての外国法人非課税措置の実施	
7. 金融自由化の環境整備	(60/ 6) ・金制答申「金融の自由化の進展とその環境整備」	(61/ 5) ・預金保険法等改正法成立 (7/1施行) ・経営諸比率の見直し実施	(62/ 1) ・英・米両国による自己資本比率に関する共同提案 (62/6) 「当面の展望」 「我が国銀行等の各国金融市場における活動が適切に行われることに一層の関心を払いつつ, 銀行監督の国際的協調への努力に積極的に参画し, 我が国銀行の自己資本比率の向上に努める。」	(62/12) ・パーゼル委員会の報告書 〔自己資本比率規制の国際的統一に関する具体的提案〕	(63/ 7) ・パーゼル委員会最終報告書公表 〔自己資本比率規制の国際的統一に関するパーゼル最終合意〕 (63/12) 〔自己資本比率規制の国際的統一に関する国内適用通達を各金融機関に対し発出〕	(元/ 7) ・地方公共団体等向け貸付債権の流動化開始	(2/ 3) ・一般貸付債権の流動化開始 (2/ 6) ・劣後ローンの取扱い開始	(4/12) ・一般貸付債権信託の導入 ・金制 ディスクロージャー作業部会中間報告〔金融機関の資産の健全性に関する情報開示について〕 (6/ 3) ・金制 ディスクロージャー作業部会中間報告(ディスクロージャー誌の充実について) (6/ 4) ・地方公共団体等向け貸付債権信託の導入 (6/ 6) ・金制 基本問題検討委員会中間報告〔金融自由化と金融機関の経営の健全性確保について〕	(7/ 5) ・金制 ディスクロージャー作業部会報告〔金融機関のデリバティブ取引の情報開示について〕 ・金制 基本問題検討委員会報告〔金融仲介機能の新たな展開への対応〕 (7/ 6) ・ローンパーティシペーション解禁 (7/12) ・パーゼル委員会マーケットリスク規制の合意

2. 預金金利の自由化

預金金利の自由化は、金融機関相互の競争促進による経営効率化、預金者・金融機関・借入者の間の公平な所得分配の実現、我が国の金融市場の国際的整合性確保の観点から、大きな意義を有するものである。

金融自由化の一つの柱である預金金利の自由化については、重要な政策課題として従来より積極的に取り組んできたところであるが、その際、信用秩序に混乱をもたらすことのないよう、「定期性預金から流動性預金へ」、「大口から小口へ」と段階的かつ着実に推進するとの基本スタンスで臨んできたものである。

預金金利自由化の推移をみると、まず定期預金については、昭和60年の大口定期預金（最低預入金額10億円）の導入以来、大口定期預金から小口定期預金へ、MMC（市場金利連動型定期預金）から自由金利預金へと順次金利の自由化を進め、平成5年6月には小口預金を含む定期預金金利の自由化措置が完了した。また、流動性預金については、平成4年6月に新型貯蓄預金を導入し、平成5年10月には同預金の商品性に関する自由化措置を講じてきたが、さらに平成6年10月には当座預金を除く流動性預金金利の自由化という大きなステップを実施した。これにより、昭和60年以来9年間をかけて進めてきた預金金利の自由化措置がすべて実施に移された。以下、こうした経緯について、若干詳細に振り返ることとする。

(1) 定期性預金金利の自由化

昭和60年10月から、10億円以上の定期預金の金利が自由化された。本措置は、昭和60年7月の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」において、「昭和62年春までには、大口預金金利規制の緩和及び撤廃を実現する」とされたことを受け、その実現に向けての第1ステップとしてとられたものである。

大口定期預金の最短預入期間は、昭和62年10月から3か月から1か月に短縮された。最低預入金額については、当初の10億円からほぼ半年ごとに着実に引き下げられ、平成元年10月における1千万円への引き下げをもって大口定期預金金利の自由化が完成した。

小口定期預金については、まず、平成元年6月に小口MMC（市場金利連動型定期預金）が最低預入金額を3百万円として導入され、その後、順次最低預入金額が引き下げられた。この間、平成3年11月には3百万円以上の自由金利定期預金（いわゆるスーパー定期預金）が導入されたことにより、預入金額3百万円以上の定期預金金利が自由化された。また、預入金額3百万円未満の小口定期預金についても、平成4年6月よりその最低預入金額制限（それまで最低50万円）が撤廃された。

平成5年6月には、預入金額3百万円未満の小口定期預金金利が自由化されたことにより、定期性預金金利の自由化が完了した。これに伴い、定期性預金金利自由化までの過渡的商品であったMMCは廃止された。

(2) 流動性預金金利の自由化

流動性預金の分野については、その金利自由化の第一歩として、平成4年6月、貯蓄預金が官民共通商品として導入された。平成5年10月には最低預入残高制限の緩和（40万円型 30万円、20万円型 10万円）及びスイングサービスの付与による貯蓄預金の商品性改善措置が講じられた。さらに、平成6年10月には、付利禁止として残る当座預金を除き、流動性預金金利の自由化措置が講じられた。

(3) 定期積金金利の自由化

定期積金の利回りについては、4年6月に、MMC型定期積金が導入されたが、その後、流動性預金金利と同時に自由化が実施された。

以上により、60年以来9年間かけて進めてきた預金金利自由化措置が完了することとなった。

3. 金融制度改革の進捗

金融制度改革は、金融を巡る環境の著しい変化に対応し、競争の促進により金融システムの効率化と市場の健全な発展を図るとともに、金融機関が経営上の創意工夫を発揮し、より良質で多様な金融サービスの提供を可能とするものであり、極めて重要な意義を有するものである。

いわゆる金融制度改革法が平成5年4月に施行されて以来、金融機関による証券子会社の設立や、証券会社等による信託銀行子会社の設立が着実に進展するとともに、地域金融機関本体あるいは代理店方式による信託業務の取扱いが進められているところである。

金融制度改革の具体的な進展状況を概観すれば次のとおりである。

(1) 証券子会社

金融機関の証券子会社については、平成5年中に5社が営業を開始したのに続き、平成6年3月には、制度改革実施後の状況を勘案して、都銀等の証券子会社参入を開始するとの方針を公表した。この結果、平成6年においては、都銀の子会社を主体に8社の証券子会社が営業を開始した（平成9年1月現在19社が営業）。

(2) 信託銀行子会社

証券会社等の信託銀行子会社については、平成5年の5行の営業開始に続き、平成6年中には更に2行が営業を開始した（平成9年1月現在17行が営業）。

(3) 地域金融機関本体による信託業務参入

平成7年に新たに地銀1行が本体での信託業務の取扱いを開始しており、それまでに業務を開始した16行と併せ、金融制度改革法施行以来、本体で信託業務に参入した地域金融機関の数は17行となった。また、信託代理店業務を行う地域金融機関の数は、平成9年1月現在で、168機関に至っている。

以上のように、金融制度改革は着実に実施に移されている。

預金金利自由化の進捗状況

	定期性預金				流動性預金
	大口(1,000万円以上)		小口(1,000万円未満)		
	自由金利定期	MMC (市場金利連動型預金)	自由金利定期	MMC (市場金利連動型預金)	
昭和60年	60/10 導入 10億円 (3カ月~2年)	60/3 導入 5,000万円 (1カ月~6カ月)			
61年	61/4 5億円 61/9 3億円	61/4 (1カ月~1年) 61/9 3,000万円			
62年	62/4 1億円 62/10 (1カ月~2年)	62/4 2,000万円 (1カ月~2年) 62/10 1,000万円			
63年	63/4 5,000万円 63/11 3,000万円				
平成元年	元/4 2,000万円 元/10 1,000万円			元/6 300万円より導入	
2年				2/4 100万円	
3年			3/11 300万円 (3カ月~3年)	3/4 50万円	
4年				4/6 最低預入金額制限撤廃	4/6 新型貯蓄預金 導入 40,20万円 *大口定期預金 金利連動(MMC型)
5年			5/6 完全自由化 (1カ月~3年) 5/10 期間3年までの変動金利預金 期間4年までの固定金利預金(中長期預 金)の導入	自由金利定期に 事実上吸収(廃止)	5/10 新型貯蓄預金 の商品性の自由 化措置(スイン グサービスの付 与・最低預入残 高制限緩和)
6年			6/10 定期積金の金利自由化 期間5年までの固定金利預金(中長期預 金)の導入		6/10 流動性預金 (当座預金を除 く)の金利自由 化
預金金利自由化の完了					

金融制度改革（業態別子会社等）の進捗状況

（9.1.7 現在）

	子会社名		会社設立日	証券業の免許	営業開始
証 券 子 会 社	日本興業銀行	興銀証券(株)	5. 7. 2	5. 7. 14	5. 7. 26
	日本長期信用銀行	長銀証券(株)			
	農林中央金庫	農中証券(株)			
	住友信託銀行	住友信証券(株)	5. 9. 16	5. 10. 7	5. 11. 1
	三菱信託銀行	三菱信証券(株)			
	あさひ銀行	あさひ証券(株)	6. 6. 21	6. 7. 5	6. 7. 26
	安田信託銀行	安田信証券(株)			6. 8. 1
	第一勧業銀行	第一勧業証券(株)			
	さくら銀行	さくら証券(株)			
	富士銀行	富士証券(株)	6. 10. 19	6. 11. 4	
	三菱銀行	三菱ダイヤモンド証券(株)			
	三和銀行	三和証券(株)			
	住友銀行	住友キャピタル証券(株)	6. 11. 4	6. 11. 10	6. 11. 24
	東海銀行	東海インターナショナル証券(株)	7. 1. 24	7. 2. 6	7. 3. 6
	北海道拓殖銀行	北海道拓殖証券(株)	7. 2. 22	7. 3. 6	7. 4. 14
	三井信託銀行	三井信証券(株)	7. 3. 22	7. 4. 5	7. 5. 9
	東洋信託銀行	東洋信証券(株)	7. 9. 22	7. 10. 4	7. 11. 1
全国信用金庫連合会	しんきん証券(株)	8. 9. 18	8. 10. 1	8. 11. 1	
横浜銀行	横浜シティ証券(株)	8. 9. 17	8. 10. 1	8. 11. 1	
信 託 銀 行 子 会 社		子会社名	会社設立日	銀行業の免許 信託兼営認可	営業開始
	野村証券	野村信託銀行(株)	5. 8. 24		
	大和証券	大和インターナショナル信託銀行(株)	5. 8. 23		
	日興証券	日興信託銀行(株)	5. 8. 23	5. 9. 3	5. 10. 1
	山一証券	山一信託銀行(株)	5. 8. 23		
	東京銀行	東京信託銀行(株)	5. 8. 24		
	全国信用金庫連合会	(株)しんきん信託銀行	6. 2. 22	6. 3. 4	6. 4. 1
	日本債券信用銀行	日債銀信託銀行(株)	6. 2. 28		
	東海銀行	東海信託銀行(株)	7. 8. 16	7. 9. 1	7. 9. 18
	農林中央金庫	農中信託銀行(株)	7. 8. 17		7. 9. 22
	日本興業銀行	興銀信託銀行(株)	7. 10. 13	7. 10. 27	7. 11. 1
	第一勧業銀行	第一勧業信託銀行(株)	7. 11. 30	7. 12. 19	7. 12. 22
	三和銀行	三和信託銀行(株)	7. 11. 30		7. 12. 28
	さくら銀行	さくら信託銀行(株)	7. 12. 28	8. 1. 19	8. 1. 31
	あさひ銀行	あさひ信託銀行(株)	8. 3. 6	8. 3. 22	8. 3. 28
	富士銀行	富士信託銀行(株)	8. 6. 11	8. 6. 25	8. 6. 28
	住友銀行	すみぎん信託銀行(株)	8. 6. 28	8. 7. 16	8. 7. 23
日本長期信用銀行	長銀信託銀行(株)	8. 11. 27	8. 12. 5	8. 12. 11	

金融制度改革（業態別子会社等）の進捗状況

（9.1.7 現在）

	信託業務の兼営の認可日			業務開始日			
	静岡銀行 常陽銀行 八十二銀行	5.9.29			5.10.1		
地域金融機関の本体での信託業務 (17行)	中国銀行 広島銀行	5.10.29			5.11.1		
	百十四銀行 伊予銀行 福岡銀行 群馬銀行 西日本銀行 阿波銀行	5.12.24			6.1.4		
	駿河銀行	5.12.27			6.1.25		
	佐賀銀行 山口銀行 肥後銀行 東邦銀行	6.3.30			6.4.1		
	四国銀行	7.3.24			7.4.3		
	信託代理店 (信託代理店業務を行う地域金融機関 168機関)	認可日	認可行(庫)	うち新規	認可日	認可行(庫)	うち新規
		5.6.24	5	5	7.6.30	16	8
		5.8.31	15	15	7.10.3	11	3
		5.11.10	24	21	7.12.28	7	2
		5.12.27	27	21	8.5.1	18	8
6.3.30		32	29	8.6.27	4	0	
6.4.28		24	14	8.9.26	4	2	
6.6.27		11	5	8.10.24	1	0	
6.9.28		16	9	8.11.13	1	1	
6.12.26		12	7	8.12.4	1	0	
7.5.24		20	17	8.12.26	1	1	
業態別	地方銀行 63, 第二地銀協加盟行 45, 信用金庫 58, 信用組合 1, 商工組合中央金庫 1 [合計 168 機関]						

4. 金融システム改革への取り組み

昨年11月11日、総理より、内閣の最重要課題の一つとして「金融システム改革」に全力を挙げて取り組むよう指示があった。その背景として、今後、21世紀の高齢化社会において我が国経済が活力を保つためには、1,200兆円にもものぼる国民の金融資産がより有利に運用される場が必要であるとともに、次代を担う成長産業への資金供給が重要であること、また、我が国として世界に相応の貢献を果たしていくためには、我が国から世界に円滑な資

金供給をしていくことが必要であることなどが挙げられている。そのために金融システム改革として、フリー、フェア、グローバルの3原則に則って我が国金融市場の改革を行うことにより、2001年までに東京市場がニューヨーク・ロンドンと並ぶ国際的な金融市場として復権することを目指すこととされた。

上記の指示を受け、大蔵大臣から、証券取引審議会、企業会計審議会、金融制度調査会、保険審議会、外国為替等審議会の5審議会の会長に対し、2001年までの間に金融システム改革が完了するプランをできる限り早急に取りまとめるよう、要請がなされ、現在、関係審議会において、精力的に検討が進められている。

各審議会においては、2001年までの間に金融システム改革が完了するプランを取りまとめるべく、精力的に議論が進められており、本年6月にはプランの全貌が見えてくるものと考えられる。

業態別子会社の業務範囲

1. 証券子会社関係

(1) 現行の業務範囲は以下のとおり。

	発 行	流 通	
		ディーリング	ブローカー
債券 〔公共債・普通社債・金融債〕			
投資信託			
エクイティもの 〔転換社債、新株引受権付社債、 新株引受権証券〕		×	×
株価指数先物 株価指数オプション		×	×
株式			

(注1) 網かけ部分は現在制限されている分野である。

(注2) 株式の流通業務のうちブローカー業務については、法律で当分の間禁止されている。

(注3) × の部分が今回の見直しで解禁されるもの。

(注4) 株価指数先物・オプション取引については、現物株式の受渡しを伴う取引を除く。

2. 信託銀行子会社関係

(1) 現行の業務範囲は以下のとおり。

信託銀行の営む業務	業 務 範 囲	信託銀行の営む業務	業 務 範 囲
(1) 金銭の信託		(2) 金銭以外の信託	
・貸付信託	×	・有価証券の信託	
・年金信託	×	・金銭債券の信託	
・合同金信	×	・動産の信託	
・特金	×	・不動産の信託	
・指定単	×	(3) 併營業務	×
・ファントラ		銀行業務	
・証券投資信託			

(注5) 網かけ部分は現在制限されている分野である。

(注6) × の部分が今回の見直しで解禁されるもの。

5. 規制緩和

(1) 金融分野においては、これまでも競争の促進、利用者利便の向上等の観点から、上述の預金金利の自由化や金融制度改革の実施等、規制の根幹部分に係る緩和を推進してきたところである。また、保険分野においても平成8年4月の約半世紀振りの全面的な保険業法改正により、生・損保間の相互参入を始めとする保険業全般にわたる規制緩和を実施したところである。

昨年の規制緩和推進計画の改定に当たっても、新規に計画に盛り込む事項として16項目を決定するとともに、既存計画に盛り込み済の事項についても、3項目について措置内容の具体化等を行ったところである。

現在、2001年までに東京市場をニューヨーク、ロンドンと並ぶ国際金融市場として復権させることを目標として、金融システム改革を進めているところである。金融制度調査会及び保険審議会においても精力的に議論が進められているところであるが、当局としては、これと並行して、審議会での検討項目以外の諸規制についても、金融システム改革の一環として、規制の緩和ないし見直しに前向きに取り組んでいくこととしている。こうした観点に立ち、本年の規制緩和推進計画の再改定に当たっては、各業界団体等からの規制緩和要望等の意見を踏まえつつ、積極的に検討を行ったところである。

この結果、本年の規制緩和推進計画の再改定においては、金融・保険分野で新たに60項目を盛り込むこととした。さらに、昨年の段階で既に計画に掲載されていたものについても見直しを行い、6項目について実施内容・時期等の明確化を行ったところである。

(2) 新規項目等についての具体的内容

金融機関の店舗設置等に関する規制

(a)金融機関の有人店舗の新規出店に関する設置場所基準の廃止、(b)店舗設置に係る店舗内示制度の廃止、(c)小型店舗等における人員基準の撤廃、(d)既内示小型店舗であって、現在未設置である店舗における人員基準の廃止、(e)海外における店舗設置・移転等の認可申請書の添付書類を、本邦店との相違を踏まえ、見直しを行うことについて、これらを9年度中に措置する。

適格退職年金の運用

適格退職年金に係る資産運用規制（いわゆる5:3:3:2規制）を撤廃する。（既に、9年4月から実施済）

年金信託の資産運用

信託銀行の年金投資基金信託について、未公開株式への運用を解禁する。（既に、9年4月から実施済）

銀行に係る配当性向・増資ルール

銀行の配当性向に関する基準、及び増資または転換社債発行の際の基準について、9年度中に廃止する。

業態別子会社の業務分野規制の見直し

(a)9年度下期に、証券子会社に現物株式に係る業務を除く全ての証券業務を解禁し、信託子会社に年金信託・合同金銭信託を除く全ての金銭の信託業務を解禁する。

(b)残余の業務制限の見直しについても、9年6月中に結論を得て、金融システム改革全体の中で完了させる。

外国商業銀行の円建て債券発行

外国商業銀行の円建て債券発行を解禁する。（既に、9年4月から実施済）

普通銀行本体での劣後債発行の解禁

普通銀行本体での劣後債発行を、9年6月中に解禁する。

リース・クレジット会社の社債・CP発行制限の見直し

社債に関する出資法第2条第3項及びこれに関連したCPに係わる行政指導の撤廃につき、9年6月中に結論を得る。その際、併せてディスクロージャーの在り方等の投資家保護等の観点からの施策について、早急に結論を得る。

損害保険料率の設定の自由化

火災保険、自動車保険等の料率につき、損害保険料率算出団体の料率使用義務を廃止する。これについては、9年度中に保険審議会において検討を行い、所要の法律改正を経て、10年7月までに実施する。

リスク細分型自動車保険商品

9年9月から、算定会の料率算出上のリスク区分と異なる料率による自動車保険商品（リスク細分型自動車保険商品）の販売を認める。

6. おわりに

金融の自由化は、より一層の競争原理の活用により、国民の金融に対するニーズの多様化・高度化に対応し、資金の効率的配分、金融仲介コストの低減、新商品の開発の促進等を通じて金融システムの効率化を促すとともに、我が国経済全体の効率化と発展に寄与するものである。

他方、金融の自由化の進展に伴い、金融機関相互間の競争が一層活発化することも予想される。従って、各金融機関は、経営基盤の強化や競争力の確保を図るために、その特性に応じた経営戦略の確立と併せて、主体的な経営判断による経営の合理化、効率化を推進する必要がある。

また、金融の自由化・国際化が進む中で、金融機関が直面する各種リスクは増大しつつある。これに対応するため、各金融機関においては、従来にも増して資産・負債管理の充実、与信の審査・管理の徹底、内部検査・監視体制の拡充等を図り、リスク管理の強化に努める必要がある。

同時に、金融行政においても、金融の自由化の進展にあわせ、市場参加者における自己責任原則を徹底し、透明性の高い金融システムを構築すること、更に、経済活動のグローバルな展開に即応した行政を確立していくことが重要であると考えている。